

# 第1回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年7月20日（木曜日） 開始 9:50 終了 11:15

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦  
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫  
3番 田中 達成 12番 野邊 康徳 20番 島田 正弘  
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

※議事録発言者の議席番号は、決定議席番号で表示（4番欠番）

欠席農業委員 0名

議事録署名委員 3番 田中 達成 11番 安永 博行

議 事 日 程

第1	議案第1号	農業委員会会長の互選について
第2	議案第2号	農業委員会会長代理の互選について
第3	議案第3号	農地利用最適化推進委員の決定について
第4	議案第4号	農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の決定について
第5	議案第5号	各地区会長及び副地区会長の互選について
第6	議案第6号	専門部会長及び副部会長の互選について

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一  
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

事務局長

本日の進行を務めさせていただきます、農業委員会事務局長の河野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

それでは、ただいまから第1回串間市農業委員会総会を開催いたします。  
第1回総会にあたり、串間市長 島田俊光がご挨拶申し上げます。

串間市長

本日ここに第1回農業委員会総会が開催されるにあたりごあいさつ申し上げます。

新農業委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の農業振興にご尽力を賜り、心からお礼申し上げます。さて、最近の情報の中に今後の人口減少に伴った日本の農業のあり方が色々と審議されているわけですが、私が一番びっくりしたのは、世界の人口が15年後に約90億人になるという中で、196カ国の2万5千8百50万人の方々が食糧難に陥るということでもあります。日本の人口が減少している中に農業経営者が減り、耕作放棄地が増えているわけですが、しかし、この現状でもやはり日本の農業はしっかりと世界に食料を供給する国になっていくと考えております。そのためには、今の厳しい現状をどのように対処して、農業生産を高めていくのかということでございます。もちろんAI時代に入ってきたわけですから、人力よりも機械化によりコスト削減をした経営にもっていかなければならないと思っています。我々ももちろん、地域農業の中にAIを取り入れていかなければならないわけですが、農業には機械化できないものや、どうしても人力に頼らないとまらないものもあります。農地を管理していくためには、足でその現場を見て対応しないとイケないところもあります。AI時代に入ったといっても、そこはなかなかできないところでもあります。農業委員の皆様方のこれからの仕事というのは複雑化、多様化している大変な状況にあると思いますが、今まで培ってこられた皆様方がその知識と技術をさらに高めていただいて、その部分をAIの中に入力していただければまた違った日本の農業というのが確立されるのではないかと考えております。そういうところも皆様方には期待をしておりますし、厳しい状況の中ではありますが、自分たちのアイデアでさらに飛躍していくような取り組みもお願いしたいと思います。今回、新たな委員が加わったことで、新たな視点の中で違ったアイデアも出てくると思っておりますし、今後の日本の農業を確立する上で、一番知恵を出していかなければならない時期だと思いますので、今回就任された皆様方の、今後ますますのご活躍そしてご協力を心からお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。島田市長は、次の公務がございますのでここで退席されます。

( 市長退席 )

事務局長

本日は市長任命後の最初の総会でございますので、議事に入ります前に、農業委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。紹介はお座りの若い議席の方よりお願いします。

( 農業委員 13名 自己紹介 )

事務局長

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

( 事務局職員 5名 自己紹介 )

事務局長

それでは議事に入りますが、串間市農業委員会規則第7条に「会長は総会の議長となり議事を整理する」とございます。

会長が互選されるまでの間、慣例によりまして出席委員の年長委員が臨時議長になって頂いているようでございますが、そのように進めることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

事務局長

異議なしとすることですのでそのようにさせていただきます。

それでは出席委員を代表しまして、「島田正弘」委員をお願いします。

島田委員、議長席へご着席願います。

臨時議長  
(20番)

それではただいま指名を受けましたので、会長が決まるまでの間、臨時議長として進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

第1回農業委員会総会の出席委員は13人でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

臨時議長  
(20番)

それでは会次第に従い議事を進めてまいります。議事の進行上仮議席を指定いたします。仮議席はただいま着席されている議席を指定いたします。

**議事録署名委員の指名**

臨時議長  
(20番)

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員は、  
田中 達成 委員  
安永 博行 委員 をお願いします。

臨時議長  
(20番)

本日の議案は、議案第1号から第6号まででございますので早速議事に入ります。

**議案第1号：農業委員会会長の互選について**

臨時議長  
(20番)

議案第1号、農業委員会会長の互選について、議案とします。  
会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されています。互選の方法といたしましては、一つ目が、立候補を考えておられる方の表明による選挙。二つ目が、選考委員会を設置し、選考委員会において会長に充てるべき者を推薦する方法がとられてきております。今回はいかが取りはからいましょうか。皆様のご意見ををお願いします。

23番委員

一つ目の、立候補を考えておられる方の表明による選挙でいいと思います。

臨時議長  
(20番)

ただいま立候補による互選が提案されましたが、それにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

臨時議長  
(20番)

異議なしという事ですので、立候補制として進めたいと思います。  
立候補者は、事務局長より立候補届出書をお渡ししますので、10時00分までに手続きをお願いします。  
また、立候補者は手続き終了後退室をお願いします。  
暫時休憩します。

( 会長立候補者 受付中 )

( 原田俊一委員 退室 )

臨時議長  
( 20 番 )

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま立候補の受付を終了いたしますが、「原田俊一」委員 1 名が立候補されました。

会長の決定については、立候補者 1 名でありますので地方自治法第 118 条第 3 項を準用し、委員全員の同意をもって決定します。

それではお諮りいたします。「原田俊一」委員を会長にすることに、賛成の方の挙手をお願いします。

( 委員全員の挙手あり )

臨時議長  
( 20 番 )

委員全員の挙手を確認しましたので、第 25 期串間市農業委員会会長は「原田俊一」委員に決定します。  
暫時休憩します。

( 原田俊一委員 入室 )

臨時議長  
( 20 番 )

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは会長も決まりましたので、私の臨時議長の座を新会長へ交代いたします。

委員各位のご協力を得まして臨時議長の大役を無事終えることができました。

ご協力誠にありがとうございました。

暫時休憩します。

( 議長交代・新会長議長席へ移動 )

議長 ( 1 番 )

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入ります前に私から一言ご挨拶申し上げます。

ただいま皆さんの互選により会長に就任しました原田でございます。

議長（1番）

農業委員会の円滑な運営や課題であります「農地利用の最適化業務」の目標達成に向け尽力してまいりますので、委員皆様のご協力をお願いします。それでは議事に戻ります。

**議案第2号：農業委員会会長代理の互選について**

議長（1番）

議案第2号、農業委員会会長代理の互選について、に入ります。

会長代理につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けた時または事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていますので、会長代理の互選を議題といたします。会長代理の互選方法につきましては、先程の会長の互選同様、一つ目は、立候補を考えておられる方の表明による選挙。二つ目は、選考委員会を設置し選考委員会において、会長代理に充てるべき者を推薦する方法がとられてきております。今回はいかが取りはからいましょうか。皆様のご意見ををお願いします。

23番委員

会長の互選同様、立候補を考えておられる方の表明による選挙でいいと思います。

議長（1番）

ただいま立候補による互選が提案されましたが、それにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしという事ですので、立候補による選挙として進めさせていただきます。立候補者は事務局長より立候補届出書をお渡ししますので、10時7分までに手続きをお願いします。また、立候補者は手続き終了後退室をお願いします。暫時休憩します。

（ 会長代理立候補者 受付中 ）

（ 奥村千扶子委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
ただいま立候補の受付を終了しましたが、「奥村千扶子」委員1名が立候補されました。

議長（1番）

会長代理の決定については、立候補者1名でありますので、地方自治法第118条第3項を準用し、委員全員の同意をもって決定します。

それではお諮りいたします。「奥村千扶子」委員を会長代理にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（ 委員全員の挙手あり ）

議長（1番）

委員全員の挙手を確認しましたので、第25期串間市農業委員会会長代理は「奥村千扶子」委員に決定します。

暫時休憩します。

（ 奥村千扶子委員 入室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それではここで、新会長代理から挨拶をお願いしたいと思います。

2番委員

4期目になります奥村です。会長代理として会長を支えて参りたいと思いますので、3年間よろしくお願ひします。

議長（1番）

ありがとうございました。

暫時休憩します。

（ 会長代理 会長代理席へ移動 ）

### **議案第3号：農地利用最適化推進委員の決定について**

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第3号、農地利用最適化推進委員の決定について、議案といたします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地利用最適化推進委員の決定についてご説明いたします。

まず、提案理由につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員を決定するものでございます。提案内容といたしましては、農地利用最適化推進委員の定数13名に対しまして候補者15名になっておりますので、「串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱」第2条の規定に基づき、担当区域（1区から3区）の定数ごとに推進委員の決定をお願いいたします。

また、任期につきましては、農業委員会等に関する法律第20条第1項に「推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する」と規定されていますので、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間、農業委員と同様の任期とさせていただきます。次に、今回の候補者につきましては、令和5年2月6日から令和5年3月8日までに募集を行い候補者総数が15名でございました。区域別で申し上げますが、1区福島地区の定数4名に対し候補者5名、2区大東地区の定数4名に対し候補者5名、3区本城・都井・市木地区の定数5名に対し候補者7名でございます。次に、農地利用最適化推進委員の決定につきましては、公平並びに透明性の確保が条件となっておりますので、串間市農業委員会委員候補者等選考委員会におきまして、候補者選考が行われたところであります。選考委員会は令和5年3月27日に開催され、令和5年3月29日付けで結果が通知されたところであります。選考委員からの選考結果につきましては、「農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することとされており、農地や農業者及び地域住民への調査・指導・調整を行うため、主として現場活動を行うことが必須となっている。そのため、各地域の活動に対し目標値や区域の早期対策・地域計画の策定に伴う目標地図の素案作成や座談会への参加など、各地域の状況を把握する者を委嘱することが必須であるため、農地利用最適化推進委員の候補者決定については、地域性を配慮し決定していただきたい」と通知されたところであります。

この結果を受け、地域農業及び農業者に精通する農地利用最適化推進委員の決定をご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

農地利用最適化推進委員の選考については、串間市農業委員会委員等選考委員会より農業委員会業務を円滑に行うためには、地域性に配慮し決定されるよう通知があったところでございます。

それでは、選考委員会の結果も踏まえ審議を行います。

暫時休憩します。



( 委員会審議中 )

議長 ( 1 番 )

休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは審議結果をまとめましたので、会長代理より報告をお願いします。

会長代理  
( 2 番 )

議案第 3 号、農地利用最適化推進委員の決定について、審議結果を報告します。  
まず、農地利用最適化推進委員は「担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」を 3 本柱とする農地等の利用の最適化の目標達成に向け、農地や農業者及び地域住民への調査や指導・調整が必要となります。  
また、今年度より始まる地域計画の策定に伴い、地域座談会への参加・目標地図の素案作成による耕作者等への戸別訪問が実施されるため、串間市農業委員会委員候補者等選考委員会からの結果通知にもありますように、各地域の状況を把握する者を委嘱することが必須でございます。  
そのため農業・農地・農業者・地域に精通する者として、  
1 区、『北原裕紀氏、谷口 昭氏、武田秀俊氏・河野良人氏』、  
2 区、『本川理恵氏、山口広昭氏、川崎博樹氏・内田浩輔氏』、  
3 区『川崎竜雅氏、山口浩幸氏、石上平八郎氏、中嶋悦雄氏、川崎正博氏』、  
の 1 3 人が農地利用最適化推進委員の適任者とし委嘱することに決しました。以上、報告します。

議長 ( 1 番 )

ただいま会長代理より報告がありましたが、委員の皆さんから他に意見はありませんか。

( なしの声 )

議長 ( 1 番 )

それではお諮りいたします。  
農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 2 項並びに串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱第 2 条に基づく区域ごとの農地利用最適化推進委員として、  
定数 4 人の 1 区は、北原裕紀氏、谷口 昭氏、武田秀俊氏、河野良人氏、  
定数 4 人の 2 区は、本川理恵氏、山口広昭氏、川崎博樹氏、内田浩輔氏、

議長（1番）

定数5人の3区は、川崎竜雅氏、山口浩幸氏、石上平八郎氏、中嶋悦雄氏、川崎正博氏、の合計13人を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、串間市農地利用最適化推進委員は先ほど読み上げました13人を決定します。また、本総会後に農地利用最適化推進委員の委嘱交付式を行いますので、委員の皆さんは出席をお願いします。

暫時休憩します。

（ 資料配布 ）

**議案第4号：農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の決定について**

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の決定について、議案とします。

まず、串間市農業委員会規則第20条第1項において、円滑な農業委員会の運営を行うため地区会を置くこととされていますが、各地区会内のエリアにおいて的確及び迅速な活動を行うため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域を設定いたします。

次に、地区会の委員の構成については、同規則第20条第2項において「地区会の委員の構成は会長が指名する」となっていますので、先ほど事務局が配布しました資料のとおり各地区会の構成を指名します。

それでは各委員の担当地区の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の決定についてご説明いたします。

まず、提案理由につきましては、串間市農業委員会規則第20条第1項及び農業委員会等に関する法律第17条第2項に基づきまして、両委員の担当区域を定めるものでございます。

提案内容につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員は連携した活動を行うこととされていますので、2人1組体制で担当区域内における「農地等の利用の最適化の推進業務」を行っていただくために同一の担当区域とすることでご提案いたします。

事務局

それでは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の基本的な考え方についてご説明いたします。農業委員会等に関する法律により農業委員は串間市全域での活動を行うこととされていますが、議案調査や農地等の利用の最適化業務を行うためには、農業者や農地に精通している区域内で重点的な活動を行っていただく必要がございますので、担当区域を設定させていただきます。

次に農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第19条第1項に基づき担当区域を1区・2区・3区と定めています。例えば、本城・都井・市木地区を区域とする3区では、都井地区居住の推進委員でも本城地区や市木地区の担当ができるという考え方になりますが、農業委員の担当区域の設定と同じ考え方でより重点的な活動を行っていただくため、各委員の担当区域を設定させていただきます。

それでは、今回提案する担当区域でございますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の居住区を優先して設定した区域（案）を別添資料のとおり提案させていただきます。ご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

それでは議案第4号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域を事務局の提案どおり決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第4号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域は事務局の提案内容で決定いたします。

#### **議案第5号：各地区会長及び副地区会長の互選について**

議長（1番）

次に議案第5号、各地区会長及び副地区会長の互選について、議題といたします。

まず、地区会の委員の構成については先ほど指名を行いましたので、串間市農業委員会規則第20条第3項に基づき互選を行いますので、地区会の農業委員から地区会長及び副地区会長の選出をお願いします。

次に、地区会長等の互選後に議席の決定を行います。議席については、同規則第10条に「市長が委員を任命した後、最初に行われる総会において議長が定める」となっていますので、指定方法について事務局より説明をお願いします。

議案第 5 号、各地区会長及び副地区会長の互選についてご説明いたします。

提案理由につきましては、串間市農業委員会規則第 20 条第 3 項に基づき地区会長及び副地区会長の互選により決定していただきます。

今回の提案につきましては、串間市農業委員会規則第 20 条第 1 項に「農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項その他総会の議決に係る事案に関し、的確及び迅速な活動並びに円滑な委員会運営を期するため次の地区会を置く」と規定されています。

まず、農業委員会法第 6 条第 1 項は、農業委員会総会で審議を行う農地法及び農業経営基盤強化促進法などの許認可業務を指します。また、第 2 項は農地等の利用の最適化業務である「担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」の 3 業務を示していますが、これらの業務を適切に行うために、福島地区会から市木地区会の 5 地区会を設置しております。なお、串間市農業委員会規則第 20 条第 2 項に「地区会の委員の構成は会長が指名する」と規定されていますので、委員の居住区を中心に会長が各地区会の委員を指名されたところであります。その地区会につきましては、別添資料の議案第 4 号でご提案した担当区域をご覧いただきたいと思いますが、福島地区が 4 名、奥村千扶子委員、森通弘委員、田中達成委員、牧野菜那委員、大東地区が 4 名、野邊康德委員、堀口宗幸委員、松本壽利委員、安永博行委員、本城地区会が 2 名、島田正弘委員、松田富夫委員、都井地区会が 1 名、上村眞司委員、市木地区が 2 名、原田俊一委員、廣見安彦委員の指名がなされておりますが、会長の原田委員と会長代理の奥村委員を除き、各地区会で地区会長並びに副地区会長の互選を行ってください。また、都井地区会と市木地区会につきましては、対象委員が 1 名でありますことから、自動的に地区会長となりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、議席番号について説明いたします。

これまでの議席番号の指定については、まず先に農業委員を指定しその後に農地利用最適化推進委員の番号を指定しておりましたが、今回より委員定数が少なくなったこともあり、全体で 2 分するのではなく地区会ごとに区分指定されております。

それでは、議席番号を申し上げますが、慣例により議席番号 1 番が会長、2 番が会長代理となります。また、議席番号の 4 番は除きます。その他の議席番号につきましては、串間市農業委員会規則に記載されている福島地区会から市木地区会の順番に議席が指定されますが、福島地区会長が 3 番、副地区会長が 5 番、次の 6 番に農業委員が入り、7 番から 10 番までが福島地区の農地利用最適化推進委員の議席となります。

この農地利用最適化推進委員の議席の順番につきましては、調査区域が同じ農業委員の議席番号が若い順として指定されておりますので、7 番は 2 番の奥村委員の同じ調査区域の谷口委員となります。これ以降の地区も同様ですのでよろしく申し上げます。次に、大東地区会長が 11 番、副地区会長が 12 番、大東地区農業委員が 13 番と 14 番、本城地区会長が 19 番、副地区会長が 20 番、都井地区会長 23 番、市木地区会長が 25 番の議席番号となります。また、大東地区会の農業委員の 13 番と 14 番の議席につきましては、会長より大東地区会に委任するとのこととなります。

事務局

それでは、各地区会におきまして会長及び副会長の互選並びに議席番号の決定についてご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に関して質疑はありません。

（ 質疑なし ）

議長（1番）

それでは各地区に分かれて地区会長及び副地区会長の協議をお願いします。  
また、議席についてはあらかじめ各地区の希望どおり指定します。  
暫時休憩します。

（ 協議中 ）

（ 協議終了後、地区委員会決定議席番号順に着席 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは各地区の協議結果を事務局より報告させます。

事務局

ただいま協議いただきました結果を報告いたします。まず、福島地区会長に田中達成委員、副地区会長に森通弘委員、大東地区会長に安永博行委員、副地区会長に野邊康徳委員、本城地区会長に松田富夫委員、副地区会長に島田正弘委員、都井地区会長に上村眞司委員、市木地区会長に廣見安彦委員が互選されました。また、議席番号につきましては、先ほど説明したとおり各地区会長、副地区会長、各委員の順となりますが、会長より委任されました大東地区の議席番号13番は堀口宗幸委員、14番は松本壽利委員で調整されましたので報告いたします。

議長（1番）

それでは議案第5号、各地区会長及び副地区会長の互選については、事務局から報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第5号、各地区会長及び副会長を事務局の報告どおり決定いたします。また、議席についても事務局の報告どおり指定します。

**議案第6号：専門部会長及び副部会長の互選について**

議長（1番）

次に議案第6号、専門部会長及び副部会長の互選についてであります。串間市農業委員会規則第19条第1項において、委員会の3つの専門部会を置き同条第2項に「専門部会の委員の構成は会長が指名する」とありますので、さきほど配布しました資料のとおり3部会に所属する委員を指名いたします。

次に、同法第19条第3項「専門部会に部会長及び副部会長を置き各専門部会において互選する」とありますので、各専門部会の説明を含め事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号、専門部会長及び副部会長の互選についてご説明いたします。

提案理由につきましては、串間市農業委員会規則第19条第3項に基づき、部会長及び副部会長を互選により決定していただきます。提案内容につきましては、規則第19条第1項にあります3つの専門部会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が所属し農地等の利用の最適化業務を円滑に行うため、各部会で目標及び活動計画を作成することとなっております。また、「農地等の利用の最適化業務」の主担当は農地利用最適化推進委員であることから、部会長を農地利用最適化推進委員から互選し、副部会長を農業委員から互選していただきますようお願いいたします。次に、専門部会の構成につきましては、先ほど会長から説明がありましたように、会長指名となっておりますので別添資料のとおりでございます。まず、担い手集積活動に関する目標設定や方針決定を行う農地集積対策部会については、農地利用最適化推進委員5名、農業委員4名、合計9名。次に、遊休農地解消活動に関する目標設定や方針決定を行う遊休農地解消対策部会については、農地利用最適化推進委員4名、農業委員5名、合計9名。次に、新規参入の促進に関する業務を含む農業委員会業務に関する目標設定や方針決定を行う農業委員会業務対策部会については、農地利用最適化推進委員4名、農業委員4名、合計8名で配置されております。最後に、新たに構成された各部会におきまして、各部会の目標や活動計画などの方針を作成し、総会において委員全員でその方針等を審議・決定後、活動するということとなりますので、よろしく申し上げます。説明は以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。質疑等ありませんか。

（ 質疑なし ）

議長（1番）

それでは事務局の説明どおり、各専門部会長に農地利用最適化推進委員を充て、副部会長に農業委員を充てることに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

それではただいまより、各専門部会に分かれて副部会長の協議をお願いします。  
暫時休憩します。

（ 協議中 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き協議を行います。  
それでは各専門副部会長の選出について、事務局より報告させます。

事務局

ただいま協議いただきました内容を報告いたします。  
まず、農地集積対策部会副部会長に田中達成委員、遊休農地対策部会副部会長に森通弘委員、農業委員会業務対策部会副部会長に堀口宗幸委員が互選されました。以上でございます。

議長（1番）

ただいま事務局から報告があったとおり、各委員を副部会長として決定してよろしいでしょうか。  
また、部会長については、農地利用最適化推進委員が午後から選出した者を決定することを事前に承認し、次回総会で報告することとしてよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、農地集積対策部会副部会長に田中達成委員、遊休農地対策部会副部会長に森通弘委員、農業委員会業務対策部会副部会長に堀口宗幸委員の3名で決定し、部会長は7月定例総会で報告することにいたします。本日の議案は以上で終了しました。  
以上を持ちまして、第1回農業委員会総会の全てを終了いたします。





令和5年7月20日

1番 (会長) 原田 俊一

20番 (臨時議長) 島田 正弘

議事録署名委員

3番 田中 達成

11番 安永 博行